物品修繕約款

（総則）

第１条　乙は、仕様書その他市の提供する書類（以下「仕様書等」をいう）に従い、当該物品の修繕を行い、納入期限内に当該物品を納入しなければならない。

２ 甲は、工程表その他甲が必要と認める書類の提出を求めることができる。

（修繕のための引取り）

第２条　乙は、当該物品修繕のため、当該物品を乙の工場、事務所等へ引き取るときは、あらかじめ甲に通知し、甲の立会いの上、引き取らなければならない。

（修繕のための分解）

第３条　甲が必要と認めたときは、乙は修繕のため当該物品を分解する際に立会いをすることができる。

（材料の品質）

第４条　当該物品の修繕に使用する材料について、品質が明らかでないものについては、中等以上の品質を有するものとする。

（記録書類の整備等）

第５条　甲が必要と認めたときは、写真等の記録の提出を求めることができる。

（修繕内容の変更及び中止等）

第６条　甲は必要と認めたときは、当該物品の修繕内容を変更し、又は、修繕を一時中止することができる。この場合において請負金額又は納入期限等を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

（修繕完了の通知）

第７条　乙は、当該物品の修繕が完了したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

（検査）

第８条　甲は、修繕完了の通知を受けたときは、その日から１０日以内に乙の立ち会いを求めて当該物品の検査を行うものとする。

２　乙は、前項の検査に立ち会わないときは、その検査の結果につき、立ち会わないことによる異議を申し立てることはできない。

３　第１項の検査に合格しないときは、乙は直ちに補修又は再修繕を行い、納入期限内又は甲の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合における修繕完了の通知及び再検査等については、前条及び前２項の規定を準用する。

（物品の引渡し）

第９条　乙は、納入物品が甲の行う検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく当該物品を甲に引き渡さなければならない。

（危険負担）

第１０条　乙の責に帰すべき理由により、当該物品の引き取りから引渡しの間に生じた損害は、乙の負担とする。

２　乙は、債務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。

（かし担保）

第１１条　甲は物品納入後、当該物品にかしがあることが発見されたときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの補修等を請求し、又は補修等に代え、若しくは補修等とともに損害の賠償を請求することができる。

２　前項において乙が負うべき責任は、第８条第１項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

３　第１項の規定によるかしの取り替え等又は損害賠償の請求は、第９条の規定よる引き渡しを受けた日から１年以内に行わなければならない。

（納入期限の延長）

第１２条　乙は、天災地変その他その責に帰することができない事由により、納入期限内に修繕が完了することができないときは、納入期限内に甲に対して、その事由を付して納入期限の延長を求めることができる。その延長日数は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

（履行遅滞の場合における損害金）

第１３条　乙の責に帰すべき事由により、納入期限内に修繕が完了することができない場合において期限後に修繕の完了の見込みのあるときは、甲は乙に対し期限を定めてその履行を催告するとともに損害金を徴収するものとする。

２　前項の損害金の額は、遅延日数に応じ契約金額（甲が引渡しを受けたものがあるときは、当該部分に相当する代価を差し引いた額）に年３．３パーセントの割合で計算した額とする。

（契約代金の支払い等）
第１４条　乙は、当該物品のすべてについて第９条の規定による引渡しがあったのち、所定の手続に従って契約代金の支払いを請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、その受理した日から３０日以内にこれを支払わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間を４５日以内まで延長することができる。
（契約の解除）
第１５条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
(1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
(2) 乙の責に帰すべき事由により、納入期限内に当該物品の引渡しを終わらないとき。
(3) 納入期限内に明らかに契約履行の見込みがないと認められたとき。
(4) 前各号のほか、乙がこの契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。
２　前項の規定により契約が解除された場合における既納部分の取り扱いについては、甲乙協議して定めるものとする。
３　乙は、第1項の規定により契約を解除され、甲の損害が生じたときは、損害賠償の責を負う。
（債権譲渡等の禁止）
第１６条　乙は、甲が特に承認した場合のほか、この契約によって生じる契約上の債権を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。
（火災保険等）
第１７条　乙は、甲の要求があったときは、当該物品及び修繕用材料等を火災保険その他の損害保険に付するものとする。甲の要求があったにもかかわらず、乙が、保険に付さなかったため甲に損害を及ぼしたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
２　乙は、火災保険をかける時期、期間、保険会社等については甲の定めるところに従うものとし、保険契約締結後、速やかにその証券を甲に提出するものとする。
（紛争の解決）
第１８条　この契約において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、甲が定めたものに乙が不服がある場合その他契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、民事調停法（昭和２６年法律第２２２号）に基づく調停によりその解決を図るものとする。
２　甲又は乙は、前項に規定する調停の手続きを経た後でなければ、同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）に基づく訴えの提起をすることができないものとする。
（補則）
第１９条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議してこれを定めるものとする。